

江東区 自転車利用環境推進方針を策定



ルール・マナーを守って安全に自転車の利用を

自転車交通量の増加に伴い、利用者のマナーの改善や、通行空間の整備を求める声が多く寄せられています。3月、区は平成28年度からおおむね5年間を対象期間とする「江東区自転車利用環境推進方針」を策定しました。今後、「まもる」「はしる」「とめる」の3つの視点から、秩序ある安全で快適な自転車利用環境の構築を進めます。交通ルールを守り安全に自転車を利用しましょう※方針の全文は区ホームページでご覧になれます 問 交通対策課交通係 ☎3647-4784、FAX3647-9287

▲自転車を安全快適に利用できるまちを目指します

まもる(ルール・マナーの啓発)

●現状

区内の年齢階層別自転車事故発生件数(平成26年)



高校生や一般成人層で事故遭遇率や違反率が高くなっています。

●基本方針

1 切れ目のない自転車ルール・マナーの普及啓発の推進

- スタントマン活用自転車安全教室の対象を高校生・一般成人へ拡大
- 自転車安全教室への地域住民の参加
- 外国人に対する自転車ルール・マナーの普及啓発



▲スタントマン活用自転車安全教室の様子

2 自転車事故に備えた保険加入の促進

- 保険の加入状況に応じた啓発

3 広報を軸とした、様々な手法による普及啓発の展開

- ホームページによる啓発の充実
- 区職員による啓発の実施

はしる(通行環境)

●現状

区内の自転車通行空間整備状況(平成28年1月時点)



▲自転車通行空間の例(自転車専用通行帯)

整備率は1.6%にとどまり、連続性に欠けています。

●基本方針

「広域自転車通行ネットワークの早期構築」
自転車は「車道が原則、歩道は例外」であることを踏まえ、「自転車と歩行者の分離」「自転車の車道通行における安全性確保」を視点とした自転車通行環境を整備します。

(1) ネットワーク構築の考え方

- 面(駅周辺エリア等)と線(エリア間路線)によるネットワークを構築
- 幹線道路や地区主要道路など、約150km(区道の約50%)を整備

(2) 自転車通行空間の整備形態の考え方

- 国のガイドラインに沿って選定
- 車道混在または自転車専用通行帯を中心に整備



▲車道混在の整備例(自転車ナビマークと矢羽根の組合せ)

とめる(駐車環境)

●現状

区内駅周辺の放置自転車台数等の推移



放置自転車台数は大幅に減少したものの、いまだに多くの放置自転車がみられます。

●基本方針

1 自転車駐車場の整備等

- 駅アクセスを目的とした駐車需要への対応
→自転車駐車場の整備、民間活力の導入
- 商業施設など特定施設へのアクセスを目的とした駐車需要への対応
→自転車駐車場附置義務制度の見直し、施設側による環境整備

2 放置自転車対策の一層の推進

- 自転車の放置防止、自転車駐車場への誘導
- 自転車放置禁止区域の指定・見直し
- 放置自転車の撤去



▲収容可能台数2000台を誇る豊洲駅地下自転車駐車場(平成27年4月開設)

男女共同参画KOTOプラン—改訂版—

江東区観光推進プラン(後期)策定 詳細4面

コミュニティサイクル実証実験

近隣4区での相互乗り入れを5月以降も継続

江東区臨海部コミュニティサイクルは近隣区(千代田区、中央区、港区)の自転車やサイクルポート(専用駐輪場)を相互に利用できる「4区相互乗り入れ実験」を実施中です(2月1日~4月30日)。

この実験の実績を踏まえ、運営方法などを改善しつつ、恒常的な相互利用に向けた検証を行うため、5月以降も実験を継続します。

「実験エリア」江東区、千代田区、中央区、港区

利用方法

○いずれかの区でコミュニティサイクルの登録が必要です。

○いずれかの区で登録済の方は追加の手続きなく、4区どのサイクルポートでも自転車



▲サイクルポート(専用駐輪場)

「18歳以上29歳以下の投票立会人」募集

区では、若い世代の皆さんに、選挙により関心を持っていただくため、18歳以上29歳以下の投票立会人を募集しています。

投票立会人とは、投票日当日に投票所で投票事務が公正に行われるよう見届ける人のことで、体験された方から「貴重な経験ができた」との感想が多く寄せられています。

7月に行われる参議院議員選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる予定です。多くの方からの応募をお待ちしています。

時 参議院議員選挙・7月の日曜(投票日未定) 場所 住所によって投票所が異なります。区内に在居の18歳以上29歳以下の有権者(各投票所1人、応募者複数の場合は抽選)

報酬 13,000円(税込)

事前説明会 当選者に対し6月3日(金)午後7時から区役所

住民税・軽自動車税の納め忘れはありませんか

平成27年度以前の住民税(特別区住民税・都民税)や軽自動車税を未納のままにしておく、延滞金が加算されるばかりでなく、財産の差押処分を受けることにもなりますので、早急な納付をお願いします。災害、病気や負傷、事業に著しい損失を受けた等の理由により納付が難しい方は早めにご相談ください。

納付がより便利に

クレジットカード・ATM・ネットバンキングを利用した納付を始めています。ぜひご利用ください。なお、クレジットカードによる納付はパソコン・スマートフォン等を利用したものであり、窓口でのお支払いはできません。また、平成28年度第1期分(6月30日(木)納期限)からの口座振替もこれまでどおり受け付けています。納付方法の詳細は区ホームページをご確認ください。お問い合わせください。

滞納者には財産の差押処分も

平成27年度以前の住民税(特別区住民税・都民税)や軽自動車税を未納のままにしておく、延滞金が加算されるばかりでなく、財産の差押処分を受けることにもなりますので、早急な納付をお願いします。災害、病気や負傷、事業に著しい損失を受けた等の理由により納付が難しい方は早めにご相談ください。

猶予制度の適用も

住民税を一括で納付することにより、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する場合などは、納税を一年以内で先延ばしできる猶予制度(徴収猶予)があります。

チャイルドシートレンタル、児童・幼児用自転車ヘルメット購入あつせんを実施

道路交通法では6歳未満の子どもを自動車に乗せる場合は、チャイルドシート使用を義務づけています。また、13歳未満の児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用を努力義務としています。

チャイルドシートレンタルあつせん

平成26年の交通事故統計によると、チャイルドシート不使用者の死亡重傷率は使用者の約2.1倍、また、不適正使用者の死亡重傷率は適正使用の約6倍となっています。体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しなければ、被害を軽減することができません。

児童・幼児用自転車ヘルメット購入あつせん

平成27年中に区内交通事故で死傷した小学生以下の子ども

児童扶養手当等、特別障害者手当等の手当額変更

4月分から下表のとおり手当額が変更となります。児童扶養手当・特別児童扶養手当は8月定例払から、特別障害者手当・経過的福祉手当は5月定例払から、変更後の金額を振り込みますので、ご確認ください。

児童扶養手当等、特別障害者手当等の手当額変更

4月分から下表のとおり手当額が変更となります。児童扶養手当・特別児童扶養手当は8月定例払から、特別障害者手当・経過的福祉手当は5月定例払から、変更後の金額を振り込みますので、ご確認ください。

予・換価の猶予)があります。猶予が認められると猶予期間中の延滞金が減額または免除され、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。換価の猶予の申請では、「すでに滞納となった住民税等がないこと」や「猶予期間中に分割納付できる」等の一定の条件が必要となります。詳細は、納税課窓口で配布しているリーフレットや区ホームページをご覧ください。

納税課徴収第一・第二係

☎(3647)4153 FAX(3647)8646

この変更は、平成27年平均の全国消費者物価指数が上昇(対前年比変動率0.8%)したことに伴い、法律の規定により手当額が改定されるものです。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の問合先「子育て支援課給付係」

☎(3647)4754 FAX(3647)9196

その他の手当の問合先「障害者支援課障害者福祉係」

☎(3647)9196 FAX(3647)9196

物価変動に応じた改定による児童扶養手当および特別児童扶養手当等の手当額(月額)

	平成27年度	平成28年度
児童扶養手当	42,000円~9,910円	42,330円~9,990円
特別児童扶養手当(1級)	51,100円	51,500円
特別児童扶養手当(2級)	34,030円	34,300円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
経過的福祉手当	14,480円	14,600円

☎(3647)4952 FAX(3647)4910

とわかるものをご提示ください。

交通対策課交通係

☎(3647)4784 FAX(3647)9287

店名	所在地	電話
(株)シラカワ・サービス	森下1-16-11	3631-7580
信興産業	白河3-3-14	3641-6478
(有)葵ホンダ	永代2-31-9	3630-1882
自転車やりんりん門前仲町店	冬木15-9	5639-9211
中野サイクル商会	毛利1-7-1	3631-2506
自転車やりんりん亀戸店	亀戸6-55-17	5836-1901
サイクルセンターニシヤマ	大島4-1-7-107	3638-1974
(有)和光輪業商会	大島5-6-12	3681-9221
佐藤自転車店	大島8-42-10	3682-2729
玉田輪店	東砂4-22-8	3644-7737

江東区立全小・中学校で 学校公開

日常の授業風景等をどなたでも参観

区立小・中学校では、開かれた学校づくりを一層推進するため、4月下旬から7月上旬にかけて、全校で学校公開を実施し

自宅の修築工事を お考えの方へ

金融機関へ修築工事資金の融資をあっせん

区では、自宅の修築工事の際に金融機関からの融資を希望する方に対し、居住性の改善を支援するため、そのあっせんを行っています。高齢者や心身障害者等のためのバリアフリー化工事、アスベスト(石綿)除去工事、耐震改修工事の場合には、区が利子分の一部または全額を負担することで、金融機関から

学校にお問い合わせください※
公開日程は区ホームページでも
ご覧いただけます。

公開期間中は、どなたでも参観できます。なお、参観の際は次の点にご注意ください。
○安全対策上、来校時には必ず受付を済ませてください。
○参観者は、校内で目印になるものを付けていただきます。
○当日の時間割等は、来校時に受付でご確認ください。



○自動車での来校は、ご遠慮願います。
問 学務課学事係
☎(3647)9174
FAX(3647)9053

第1回区議会定例会終わる 平成28年度各会計予算などを可決

平成28年第1回区議会定例会が、2月24日から3月30日まで(会期36日間)開かれました。今回の定例会では、「平成28年度江東区一般会計予算」など48議案について審議され、それぞれ原案どおり可決・同意されました。

○予算案件(8件) 「平成28年度江東区一般会計」

○条例案件(29件) 「江東区情報公開条例及び江東区個人情報保護条例の一部を改正する条例」など

○意見書・決議(5件) 「公立学校の施設整備費に関する意見書」

○選任同意案件(1件) 「大井哲爾氏の江東区副区長選任同意方について」

○その他の案件(1件) 「東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議に

に引き続き一年以上居住していること(ただし、同居する予定の親族が修築工事を行う住宅に引き続き一年以上居住している場合は、申込可)

○前年の収入金額が1,200万円以下(バリアフリー化工事のための融資の申込者は、800万円以下)で、十分な返済能力があること

○特別区民税を滞納していないこと

○申請者自身が修繕を行う住宅

○引続き1年以上居住していること(ただし、同居する予定の親族が修築工事を行う住宅に引き続き一年以上居住している場合は、申込可)

○前年の収入金額が1,200万円以下(バリアフリー化工事のための融資の申込者は、800万円以下)で、十分な返済能力があること

○特別区民税を滞納していないこと

副区長に大井哲爾氏が再任

4月1日付



2月24日から、会期36日間で開催されていた平成28年第1回区議会定例会の最終日に、区議会は、大井哲爾副区長の選任に同意し、4月1日から引き続き副区長の職に当たることとなりました。

2月24日から、会期36日間で開催されていた平成28年第1回区議会定例会の最終日に、区議会は、大井哲爾副区長の選任に同意し、4月1日から引き続き副区長の職に当たることとなりました。

2月24日から、会期36日間で開催されていた平成28年第1回区議会定例会の最終日に、区議会は、大井哲爾副区長の選任に同意し、4月1日から引き続き副区長の職に当たることとなりました。

2月24日から、会期36日間で開催されていた平成28年第1回区議会定例会の最終日に、区議会は、大井哲爾副区長の選任に同意し、4月1日から引き続き副区長の職に当たることとなりました。

2月24日から、会期36日間で開催されていた平成28年第1回区議会定例会の最終日に、区議会は、大井哲爾副区長の選任に同意し、4月1日から引き続き副区長の職に当たることとなりました。

マンションにアドバイザーを派遣

維持・管理や建替え・改修など 管理組合や所有者が抱える課題に助言

区内の分譲マンション管理組合や賃貸マンションの所有者を対象に(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターの制度を利用して、アドバイザーを派遣します。

区内の分譲マンションの管理組合(管理組合設立に向けて結成された区分所有者の任意の団体を含む)および賃貸マンションの所有者(相談編) 個別具体的な相談内容について、事前に資料などを提出していただき、適切なアドバイスをいたします。

①Aコース(講座編) マンションの維持・管理、長期修繕計画等基本的なことについて、テキストを使いながらアドバイスを行います。

②Bコース(相談編) 個別具体的な相談内容について、事前に資料などを提出していただき、適切なアドバイスをいたします。

亀戸地区パートタイム 就職面接会

企業の担当者と直接面接

4/28(木)

パートタイム就労にかかる合 同面接会をハローワーク木場と 共催します。今回は、亀戸地区 を中心に就業場所がある企業10 社程度が参加し、その企業の担 当者と、直接面接ができます。

※参加企業はハローワーク木場のホームページ(HP) <http://tko-kyo-hellowork.site.mhlw.go.jp/ist/kiha.html> で紹介 します。

時 4月28日(木) 午後1時半～4時(受付は午後1時～3時半) 場 カメラプラザ2階大 研修室(亀戸2-19-1) 入 費 無料 内 務 軽作業系を 中心とした求人企業によるパ ート就職面接会「持ち物」履歴書 (写真貼付)※面接は複数受けら



時 4月28日(木) 午後1時半～4時(受付は午後1時～3時半) 場 カメラプラザ2階大 研修室(亀戸2-19-1) 入 費 無料 内 務 軽作業系を 中心とした求人企業によるパ ート就職面接会「持ち物」履歴書 (写真貼付)※面接は複数受けら

時 4月28日(木) 午後1時半～4時(受付は午後1時～3時半) 場 カメラプラザ2階大 研修室(亀戸2-19-1) 入 費 無料 内 務 軽作業系を 中心とした求人企業によるパ ート就職面接会「持ち物」履歴書 (写真貼付)※面接は複数受けら

凡例 時日時 場所 集合同 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締切日 申込 問問合先 HPホームページ eメール

男女共同参画KOTOプラン 改訂版ー策定

パブリックコメントの結果公表

区では、男女共同参画社会を
実現するため、第6次行動計画
「男女共同参画KOTOプラン
改訂版」を策定しました。
策定にあたりパブリックコメン
ト(意見募集)を実施し、56人
の方から計66件の意見が寄せら
れました。

計画の全文とパブリックコメ
ントの結果は区ホームページで
公開しているほか、男女共同参
画推進センター仮事務所(江東
区文化センター第11・12会議室
内仮事務所(東陽4-11-3)、
こうとう情報ステーション(区
役所2階)、人権推進課(区役所
4階)と各図書館で閲覧できま
す。

基本理念と目標

「一人ひとりが互いの人権を
尊重し合い、誰もがその個性と
能力を十分に発揮していく社会
の実現」を基本理念とし、その
実現に向け、次の5つの目標を
定めています。

本計画は、「江東区長期計画」
の分野別計画で、国の「男女共
同参画社会基本法」および「江
東区男女共同参画条例」に基づ
く計画です。平成28年度からの
5年間を計画期間とし、男女共
同参画の推進に関する施策を総
括的に示しています。

計画の概要

本計画は、「江東区長期計画」
の分野別計画で、国の「男女共
同参画社会基本法」および「江
東区男女共同参画条例」に基づ
く計画です。平成28年度からの
5年間を計画期間とし、男女共
同参画の推進に関する施策を総
括的に示しています。

- ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍支援を推進します
- 様々な活動・分野での男女共同参画を推進します
- 人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します
- 行動計画を積極的に推進します

重点課題・施策

前記5つの目標の下に、10の
課題を設定し、それを解決する
ための26の施策を実施します。
また、次の4つの課題を重点課
題として位置づけ、解決に向け
積極的に取り組みます。

「男女平等の意識づくり」

広報紙や学習事業の充実を図
り、性的少数者(性的マイノリ
ティ)に関する意識啓発も視野
に入れながら、男女平等や男女
共同参画に対する意識啓発を推
進します。

「働く場における男女共同参画
とワーク・ライフ・バランスの
推進」
広報紙などを通じて、女性活
躍、ワーク・ライフ・バランス
の重要性について広く周知啓発
を図り、先進事例の情報提供な
ど企業への働きかけを進めます。
「政策・方針決定過程における男
女共同参画の推進」
区の審議会等における女性委
員の一層の参画を推進します。
「DVの防止と被害者の支援」
若い世代への予防教育を含め
たDV防止の意識啓発を進める
ほか、相談窓口の充実や安全確
保、自立に向けた支援、関係機
関との緊密な連携など、被害者
への支援体制の充実を図ります。

パブリックコメントで 寄せられた主な意見と 区の考え方(抜粋)

○性的少数者に関する意識啓発
が入れられたことを高く評価
します。具体的な施策に期待
しています。

「区の考え方」性的少数者(性的
マイノリティ)に関しては、無
知や偏見に基づく差別解消のた
め、まず意識啓発事業を実施し、
個別具体的な支援策については、
社会状況、国や他自治体の動向
を注視しながら、検討してい
きます。

「区の考え方」区では、平成25年
度より待機児童緊急対策として
認可保育所の緊急整備等に取り
組み、2か年で合計2,000を
超える定員確保を行いました。
今後も江東区長期計画に基づき、

「区の考え方」区では、これまで
の取組みや社会情勢の変化を
反映させ、「江東区観光推進プ
ラン(後期)」(計画期間:平成
28~32年度)を策定しました。
また、パブリックコメント
(意見募集)では、171人の方
から235件(再掲7件を含む)
の意見が寄せられました。

江東区観光推進プラン (後期)策定 パブリックコメントの結果公表

計画の概要

「観光推進方針」
「発見する」「つなぐ」「みん
なでつくる」という観光推進コ
ンセプトに基づき、4つの方針
を定めました。

「区の考え方」現在の実施してい
るメニューや看板の多言語化に
対して、外国人観光客の誘客に努
めていきます。

「基本施策の体系」
江東区観光の課題に対応する
ため、5つの基本施策とそれぞ

食品中の放射性物質の 検査結果

区では、区内の店舗で販売されている食品や小
中学校の給食に使用される食材などに含まれる放
射性物質を検査しています。3月は区内流通食品10
サンプルの検査を行い、放射性セシウムは検出され
ませんでした(検出下限値25ベクレル/kg)。学校給
食用食材については、枝川小、小名木川小、
有明小・中、砂町中の食材各校5サンプルの合計20
サンプルを採取して検査を行い、いずれも放射性
セシウムは検出されませんでした(検出下限値25
ベクレル/kg)。学校給食用食材は、使用する前日
に検査を行っています※詳細は、区ホームページ
をご覧ください【小中学校についての問合せ先】学務
課給食保健係 ☎3647-9177、FAX3647-9053【その他
測定全般に関する問合せ先】保健所生活衛生課食の
安全係 ☎3647-5812、FAX3615-7171

「区の考え方」清澄白河地区は、
カフェの街として注目されてお
り、新たな観光スポットとして
PRしていくことが大切である
と考えています。

重点プロジェクト

- ①「魅せる」②「伝える」
- ③「交わる」④「支える」
- ⑤「進める」

「区の考え方」「歴史」
の魅力を活かす!を追加した
らよいと思います。観光客に
とって、歴史に根ざした魅力
ある江東区が前提にあつてこ
そ、「水辺」「スポーツ」「食」
「アート」「ひと」があります。

「区の考え方」ご意見にもありま
すように、歴史や文化は区の重
要な観光資源のひとつです。基
本施策「魅せる」において、江
東区の歴史文化を踏まえ、区
の魅力を引き出すストーリーを
つくる旨を明記しました。

「区の考え方」現在の実施してい
るメニューや看板の多言語化に
対して、外国人観光客の誘客に努
めていきます。

「基本施策の体系」
江東区観光の課題に対応する
ため、5つの基本施策とそれぞ